陳情第１６０号

令和８年　８月２６日

川崎市議会議長　原　　典　之　様

川崎区
かわさき市民オンブズマン
代表幹事

川崎市議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

陳 情 の 要 旨

政務活動費の支出に係る収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

陳 情 の 理 由

１　政務活動費は、市民の貴重な税金から議員の調査研究その他の活動に交付されている公金であり、その使途が適正であるか否かを市民が常時監視できる環境を整えることは、地方自治と住民自治の根幹です。

２　川崎市議会議員に交付される政務活動費については、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。これは、政務活動費（議員１人あたり月額45万円）について、市民に対する説明責任を徹底し、公金支出の透明性を担保するためです。

３　しかしながら、川崎市議会における情報公開の現状は、全国の一般的な地方議会から大きく立ち遅れているといわざるをえません。現在、全国の都道府県や政令指定都市、中核市議会の多く（約７割以上）が、収支報告書だけでなく領収書の写し（ＰＤＦ形式等）をネット公開しており、市民がいつで

も自宅やスマートフォンから使途を検証できる仕組みを構築しています。

4　翻って川崎市議会においては、領収書等の写しを確認するためには、いまだに平日の昼間に議会事務局の窓口まで直接足を運び紙ベースで閲覧することしかできません。このため、閲覧する市民が通常の勤労者であれば、休みを取らねばならず、多摩区・麻生区など議会から遠方の地域に在住している場合は往復２時間程度の移動時間を要します。このようなアナログかつ閉鎖的な運用は、情報アクセスの利便性を著しく損ねているだけでなく、行政や議会が推進すべきＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の流れにも完全に逆行しています。

また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする市民は１枚あたり10円の費用を支払わなければならず、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求の都度閲覧に立ち会い、写しを作成する市の職員の負担も無視できません。

5　政務活動費については、全国的に不適法な支出や、それに伴う住民監査請求、住民訴訟、ひいては自治体からの返還命令といった事態が相次いで発生しています。これは、本市議会も例外ではありません。不適法な支出を防ぎ、正当に活動している議員の身の潔白と信頼を証明するためには、市民の目による常時監視、すなわち「領収書のネット公開」という抑止力が不可欠です。政務活動費の使途を、真に市民に向けて透明なものにするためには、市民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。例えば、市民が、政務活動費の使途に何らかの疑問を持った場合に、詳細を調査するには他の議員の提出した領収書等も含めて謄写して比較検討する作業が必要となりますが、現状この作業をするには、幅広く大量に領収書等の謄写をしておくか、何度も閲覧謄写に赴く必要があり、調査は困難です。

市民による調査を実効性のあるものにし、政務活動費の使途を、真に市民に向けて透明なものにするためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。多くの自治体がネット公開を実施している中で、ネット公開を拒み、窓口閲覧という「高い障壁」を維持し続けることは、使途を不透明化させる温床とな

っていると批判されても弁明の余地はありません。

6　開かれた議会への刷新と、市民からの信頼回復、そして地方議会としての説明責任を果たすため、川崎市議会におかれましては、政務活動費の収支報告書及び全ての領収書等の速やかなインターネット全面公開へ向け、早期の条例改正及びシステム構築を強く要望いたします。